

（財）日本セーリング連盟  
ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程

平成16年9月4日改定  
平成18年4月15日改定

第1条（目的）

本規程は、（財）日本セーリング連盟寄付行為規定に基づき、日本の「ナショナルオーソリティー」である（財）日本セーリング連盟（以下「連盟」という）が（財）日本セーリング連盟公認ナショナル・ジャッジ [ JAPAN SAILING FEDRATI ON NATIONAL JUDGE ]（以下「ジャッジ」という）及び（財）日本セーリング連盟公認ナショナル・アンパイア [ JAPAN SAILING FEDRATI ON NATIONAL UMPIRE ]（以下「アンパイア」という）の認定手続等に関し定めるもので、（財）日本セーリング連盟のルール委員会（以下「ル - ル委員会」という）が主管する。

第2条（ジャッジの種類）

ジャッジの種類はA級ジャッジ及びB級ジャッジの2種類とする

第3条（認定資格要件）

認定資格要件については、後記別表1のとおり定めるものとする

第4条（ジャッジ認定手続）

A級ジャッジの認定手続は、以下のとおりとする

- (1) 連盟が定期又は臨時に行うA級ジャッジ認定のための講習会及び試験を受けようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める受講・受験手数料を添えて連盟に申し込むものとする
- (2) 連盟は所定の講習会及び試験を行い、合格した者のうち書面審査により、認定資格ありと認められた者に対し、A級ジャッジ保有者にふさわしいとルール委員会が認定した者に認定証を交付する。

2. B級ジャッジの認定手続は、以下のとおりとする。

- (1) 所属する加盟団体のA級ジャッジが随時行うB級ジャッジ認定のための講習会及び試験を受けようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める受講・受験手数料を添えて所属する団体に申し込む。（その団体にA級ジャッジがない等の場合は、連盟又は近隣の団体のA級ジャッジに講習会及び試験の実施を依頼することができる）
- (2) 団体（の長）は所定の（所属のA級ジャッジ講師による）講習会及び試験を行い、合格した者のうち書面審査により、認定資格ありと認めた者に対し、連盟（担当：ルール委員会）にB級ジャッジの認定を要請し、認定証を交付する。

第5条（アンパイア認定手続）

アンパイアの認定手続は、以下のとおりとする。

- (1) 連盟が定期又は臨時に行うアンパイア認定のための講習会（海上実技を含む）及び試験を受けようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める受講・受験手数料を添えて申し込む。

- (2) 連盟は所定の講習会及び試験を行い、合格した者のうち書面審査により、認定資格ありと認められた者に対し、ルール委員会がナショナル・アンパイアにふさわしいと認定した者に認定証を交付する。

#### 第6条（名簿登録）

本規程第4条及び第5条により認定された者は、各認定資格に則して、ナショナル・ジャッジ名簿又はナショナル・アンパイア名簿に登録され、A級ジャッジ名簿登録者、ナショナル・アンパイア名簿登録者は連盟報又はJSAF公式ホームページに公示される。

#### 第7条（認定の有効期間）

認定後において、ISAFセーリング競技規則が改訂された場合、改訂の新規による更新を目的とする講習会（及び試験）が連盟により開催される時点までジャッジ及びアンパイアの資格は有効とする。

#### 第8条（更新条件）

更新条件は、以下の(1)乃至(7)とする。

- (1)新競技規則の改訂に基づく各所定の更新講習会を、当該改訂後6ヶ月以内に受講して、所定の審査（及び試験）に合格すること。
- (2)認定時から継続して、以下の認定資格を具備していること。  
被認定時から継続して連盟会員であること。（会員登録の更新は、毎年7月末までに済ませること。）  
更新時および認定期間中継続して「連盟」のメンバーであること。  
認定期間中は毎年会費納入が継続されていること。（未払い、滞納がないこと）  
及び（引落とし会員は、も含む）の条件に具備していることを自ら証明できること
- (3)更新の書類手続を行うこと。
- (4)過去3年間に所定の実績があること。
- (5)別に定める更新手数料を納めること
- (6)以下の推薦があること  
ジャッジについては所属する加盟団体等から、適正ありと推薦された者  
アンパイアについては、年間1回以上のマッチレースアンパイア実務、あるいはアンパイア・セミナーまたはクリニックへの参加を前提条件として、ルール委員会のアンパイア小委員会から適正ありと推薦された者
- (7)上記(1)乃至(6)所定の更新条件を満たさない者は、ジャッジ又はアンパイアの資格が停止される。また6ヶ月以内更新をしないものについては、資格が失効する。但し、海外勤務等により本条(1)乃至(6)所定の条件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請によりルール委員長は期間延長を認めることができる。

#### 第9条（心得）

ジャッジ及びアンパイア（以下総称して「ジャッジ等」という）の心得は、以下のとおりとする。

- (1) ジャッジ等はルールに関する知識の向上に努め、常に指導的な役割を果たさなければならない。
- (2) ジャッジ等は、常に厳正中立な立場を堅持し、ルールに基づき的確な判断を

下さなければなら  
ない。

- (3) ジャッジ等は、諸規則を遵守し、セーリング競技の普及と、技術の向上に寄与しなければならない。
- (4) ジャッジ等は、幅広い見識のもとに、シーマンとしての模範となるように心がけねばならない。

#### 第10条（ジャッジの職務）

ジャッジの職務は、以下のとおりとする。

- (1) ジャッジは、I S A F セーリング競技規則に基づく抗議処理の構成メンバーとして任命された場合、上記ジャッジの心得に従って、忠実にその職務を履行しなければならない。
- (2) A 級ジャッジ又は A 級ジャッジ資格を取得しようとする B 級ジャッジは、県内レースだけでなく全国大会に毎年 1 回以上、又は地区（水域）大会に毎年 2 回以上ジャッジ（及び、特にルールと関係の深い運営委員）又は競技役員として参加するように努めなければならない。
- (3) ジャッジとして競技会に参加する場合には、認定証を左胸に着け、認定証の経歴欄にプロテスト委員長等の参加印を受けるものとする。

#### 第11条（競技会におけるプロテスト委員会の構成）

プロテスト委員会の構成は以下の基準によるものとする。

##### (1) 国際大会

インターナショナル・ジュリーを置かない場合の国際大会については、その規模に応じて JSAF 競技担当理事または競技関係責任者と協議の上決定すること。

##### (2) 連盟公認の全日本選手権大会並びに準ずる大会

プロテスト委員長は、（プロテスト委員会が、いくつかの部に分かれている場合は、その部長も）A 級ジャッジとすること。又、プロテスト委員会の構成は全員ジャッジの有資格者とし、原則として 3 名以上の A 級ジャッジを置かなければならない。

但し、事情により、内 1 名を B 級ジャッジ 2 名に替えることができる。全構成員の過半数を原則 A 級ジャッジとする。

##### (3) 水域大会

プロテスト委員長は、ジャッジの有資格者とし、プロテスト委員会の構成は原則として 3 名以上とし、その過半数はジャッジの有資格者とする。本条(3)所定の大会において、プロテスト委員会が設置されない場合においてレース委員会が抗議の処理を行う場合には、そのメンバーは、本条(2)又は(3)に準ずるものとする。

#### 第12条（上告の権利を否認する大会）

競技規則 70 . 4 ( a ) 又は ( b ) により上告の権利を否認する大会においては、プロテスト委員会は、A 級ジャッジ 5 名以上 ( 内 1 名はルール委員会が指名する者 ) にて構成するものとし、事前に連盟の承認を得なければならないものとする。

#### 第13条（レガッタレポートの提出）

第11条所定の大会においてプロテスト委員長の任にあるものは、様式 - にて「レガッタレポート」を大会終了後 2 週間以内にルール委員会へ提出するもの

とする。

#### 第14条（アンパイアの職務）

アンパイアの職務は、以下のとおりとする

- (1) アンパイアは、I S A Fセーリング競技規則に基づく抗議処理の構成メンバーとして任命された場合、上記アンパイアの心得に従って、忠実にその職務を履行しなければならない。
- (2) アンパイア及び、アンパイア資格を取得しようとするA級ジャッジは、マッチレースに毎年1回以上、アンパイア、ウィング・ジャッジ、同アシスタント又はアンパイア・ボートのドライバー等として参加するように努めなければならない。
- (3) グレード3以上のマッチまたはチームレースのチーフアンパイアを勤めるものは、レース終了後2週間以内に、そのマッチまたはチームレースのレポートフォームをルール委員長へ報告しなければならない。

#### 第15条（大会におけるアンパイアのチーム並びにアンパイア等の構成）

連盟公認の大会におけるアンパイア・チーム並びにアンパイア等の構成は原則として次の基準以上によるものとする。

##### (1) 国際大会、全日本選手権大会及びこれに準ずる大会

アンパイア・チーム

1つの「マッチ」に1艇のアンパイア・ボートとし、フライト毎に1艇以上のウィング・ボート、チームレースにおいてはフライト毎にチーム艇数により1～4艇のアンパイア・ボートで構成するものとする。

アンパイア

2名/ボート、チームレースにおいては原則として2名/ボートとするが、内1名をアンパイアでないA級ジャッジとすることができるものとする。

ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上とするものとする

##### (2) 主要国内大会

アンパイア・チーム

本条(1)所定の大会の基準に準ずるものとする

アンパイア

1ボートに2名以上とするものとする。チームレースにおいても原則として1ボートにつき2名とするが、当該2名の内1名をアンパイアでないA級若しくは、B級ジャッジとすることができるものとする

ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上でかつ当該「ウィング・ジャッジ」の経験のある者とする

##### (3) 水域大会（クラブレースを含む）

アンパイア・チーム

1つのマッチにつき1艇のアンパイア・ボート及び、原則フライト毎に1艇のウィング・ボートとするものとする。チームレースにおいては、フライト毎に少なくとも1艇のアンパイア・ボートをその構成に入れるものとする。

アンパイア

1ボートにつき1名及び経験のある者で構成されるものとする。

アンパイアが、所定数確保できないときは、マッチに1名だけのアンパイアで行うことも特例として認められるものとする。

また、チームレースにおいては、1ボートにつきアンパイア1名（またはA級ジャッジ1名）及び当該職務の経験のある者とするものとする。アンパイア数が不足する場合はアンパイア1名（またはA級ジャッジ1名）のみにてアンパイアを行うことも認められるものとする。

ウイング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上でかつ当該職務の経験のある者で構成されるものとする。

ウイング・ボートが配置できない場合には、アンパイア・ボートが交代にて行うものとする

#### 第16条（資格の停止又は取り消し）

ジャッジ又はアンパイアは任期中といえども、次に掲げる場合のすべて又はいずれかに該当する者は、連盟により、資格を停止又は取り消される事がある。

- (1) ジャッジ等の認定資格に必要な要件を欠いた者
- (2) ジャッジ等の心得に反したと認められた者
- (3) ジャッジ等として不適と認められた者
- (4) その他ジャッジ又はアンパイア制度の運用に支障をきたす恐れがあると認められた者
- (5) その他、上記(1)乃至(4)に準ずるとルール委員会が認めた者

#### 第17条（再交付）

認定証の再交付は、以下のとおり行うものとする

- (1) 認定証を紛失、又は破損した場合には、請求により再交付を行うものとする
- (2) 再交付を希望する者は、別に定める交付料を添えて所定の手続行わなければならないものとする。

#### 第18条（事務取扱い要項）

ジャッジ等制度事務取扱い要項は別に定める

#### 第19条（小委員会の設置）

ジャッジ等の認定に関する事務等を担当させるため、ルール委員会にジャッジ小委員会及びアンパイア小委員会を設ける。当該各小委員会は、委員長の指名する若干名の委員にて構成する

#### 第20条（履歴及び施行）

1. (財)日本ヨット協会ジャッジ・マニュアルは、昭和56年12月1日より施行（昭和61年9月1日一部改定）
2. 「ナショナル・アンパイア規程」は、平成6年5月21日より施行するジャッジ・マニュアル及びアンパイア規程を廃止し、これに代わる「ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程」を、平成8年12月15日より施行する。
3. 平成11年4月1日に、(財)日本ヨット協会と(社)日本外洋帆走協会が統合されたことにより、(財)日本ヨット協会の「ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程」を廃止し、これに代わる(財)日本セ

ーリング連盟ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程を、同日付にて施行する。

なお、平成15年3月31日迄の間、ルール委員長はこの規定に拘わらず、両団体の関連規定等の差異に関し、特別の措置を執ることができるものとする。

4. 平成17年のセーリング競技規則改定に伴い(財)日本セーリング連盟ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程を改定し、平成16年9月4日より施行する。

以上

記

別表：受験及び認定資格一覧表

資格要件	ジャッジ		アンパイア
	A 級	B 級	
年 齢	28歳以上	22歳以上*1	30歳以上
ジャッジ資格	B級ジャッジ	- - -	A級ジャッジ
ヨット 経歴	10年以上	4年以上	10年以上
船 舶 免 許	- - -	- - -	小型船舶操縦士免許2級以上
経 験	B級ジャッジ取得後、最近3年間のジャッジ経験が充分ある者*2	運営、ジャジ 補助等の経験が1年以上ある者	最近3年間にアンパイア又はアシスタント等の経験・実績がある者*3
会 員 資 格	受験時および認定期間中継続して「連盟」のメンバーであること		
推 薦	所属する加盟団体等の長から適正ありと推薦された者*5		
講 習 会	講習会を受講し、その試験または審査に合格した者*6		

\* 1 資格認定は満22歳以上とする。但し、受験時の含まれる年度内において22歳になる者は、特例として受験できるものとする。

\* 2 ジャッジ経験とは、本規定施行細則1に準じるものとする。

\* 3 アンパイア経験実績とは、本規定施行細則2に準じるものとする。

\* 4 アンパイアの適性とは、ジャッジとしての適性以外に、セイラーとしての十分な経験と決断力/体力/操船技術等に優れた者をいう。

\* 5 講習会とは、本規定施行細則3に規定したものを言う。

## 〔ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程施行細則〕

### 第1条（ジャッジ経験）

本規程第6条及び第8条所定のジャッジ経験及び実績は、次をいう。

- (1) 所属する団体や連盟が主催又は共催するレースにおいてジャッジ経験が3回以上あること
- (2) 連盟が行う又は連盟が認めたジャッジ・セミナーに出席すること（このセミナーへの参加は、前（1）にいうジャッジ経験・実績1回相当と置き換えることができる）
- (3) ルール委員長が特に認めた行事にて一定の実績を有すること

### 第2条（アンパイア経験（マッチ/チームレース））

本規程第2条及び第8条にあるアンパイア又はそのアシスタント等の経験及び実績は、次をいう。

- (1) I S A F、又は連盟が行うアンパイア・セミナーに出席すること
- (2) 連盟が行う又は連盟が認めたアンパイア・セミナーに出席すること
- (3) I S A F、又は連盟が主催又は共催するマッチまたはチームレースにおいて
- (4) アンパイア、ウィング・ジャッジ、アンパイア・アシスタント、アンパイア・セクレタリー、アンパイア・ポート・ドライバー等の経験があること
- (5) 連盟が主催、又は共催するマッチまたはチームレースにおいて、実行委員長、又はレース委員長として、大会運営の責任者となった事があること
- (6) I S A F、又は連盟が主催又は共催するマッチレースにおいて、ヘルムスマン、スキッパー又はタクティシャンとして一定の実績を有すること、またはチームレースにおいて、ヘルムスマン、クルー、チームコーチとして一定の実績を有すること
- (7) ルール委員長が特に認めた行事にて一定の実績を有すること
- (8) 上記(1)乃至(6)によるが、より客観性を持たせるために、参加したマッチレース等における活動実績は「アンパイアレポートフォーム」により評価される

### 第3条（所定講習会）

本規程の第2条及び第4条に規定する講習会とは、次の日程とする。

- A 級ジャッジ 2 日間  
B 級ジャッジ 1 日間  
アンパイア 原則として3日間（海上実習を含む）

### 第4条（所定手数料）

本規程の第4条に規定する、別に定める受講・受験手数料とは、次をいう。

- A 級ジャッジ 10,000 円  
B 級ジャッジ 3,000 円  
アンパイア 20,000 円

上記金額には、受講料、受験料及び認定料が含まれている。  
なお、不合格の場合にあっても、上記金額は返還されない。

#### 第5条（更新手数料）

本規程の第8条に規定する更新手数料とは、次をいう。

A級ジャッジ 7,000円

B級ジャッジ 3,000円

アンパイア 8,000円

ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

#### 第6条（再交付料）

本規程の第17条に規定する交付料はすべて3,000円とする。

以上



## ジャッジ・アンパイア制度事務取扱い要項

### 講習会及びテストの準備

1. ジャッジ又はアンパイア認定のための講習会及び試験
  - (1) A級ジャッジ及びアンパイア認定のための試験試験実施計画は、年間計画としてルール委員会（以下本部という）が立案する。
  - (2) 連盟の加盟団体又は公認団体において、臨時に試験実施を希望する場合は本部に申請する。  
ルール委員長は、上記試験に関し連盟報に公示しなければならない。
  - (3) B級ジャッジ認定のための試験  
試験実施計画は、加盟団体の担当者が立案する。  
実施計画の担当者は、2ヶ月前までに本部へ、その旨を報告するものとする。
2. 担当者の任命
  - (1) A級ジャッジ及びアンパイアA級ジャッジ並びにアンパイア認定のための試験は、本部が実施する。これに要する人員は原則として本部から派遣する。  
ルール委員長は、A級ジャッジ及びアンパイア認定のための試験実施の都度、担当者（講師／試験員）を任命し、事前の準備にあたらせなければならない。
  - (2) B級ジャッジ  
B級ジャッジ認定のための試験は、A級ジャッジが実施する。  
試験を実施する加盟団体の長は、B級ジャッジ認定のための試験実施の都度、担当者（講師／試験員）を任命し、事前の準備にあたらせなければならない。
3. 計画書および予算書の作成  
任命された担当者は、担当試験についての計画書並びに予算書を作成し、A級ジャッジ及びアンパイアに関してはルール委員長、B級ジャッジに関しては加盟団体の長の承認を得、次の事項を行う。
  - (1) 必要があれば開催地の担当者と連絡をとり、会場の予約、講習会等の補助員（2名以上／受験者15名毎に1名の割合）の依頼、宿舍の斡旋・予約等を依頼し、確認すること。
  - (2) 下記事項を含む試験開催要項を、実施される1ヶ月前までに連盟報またはJSAF公式ホームページに公示する
    - 1) 期日及び時間
    - 2) 場所
    - 3) 対象クラス（A級、B級又はアンパイア）
    - 4) 受講・受験資格
    - 5) 費用
    - 6) 持参する物  
ルールブック、ケースブック(A・U)、ジャッジ・マニュアル(A)、アンパイアマニュアル(U)、コールブック(U)、顔写真（カラー、縦30<sup>ミリ</sup>×横25<sup>ミリ</sup>）1枚（アンパイアは、2枚／裏に氏名を記入）、所定の様式による所属団体長等の推薦状、受験の場合：現有認定証とJSAF会員証およびそのコピー。更新の場合：

旧認定証と認定期間中のJSAFメンバー会費領収書(4年分)のコピー、最近3年間のジャッジ(又はその補助員)、競技役員、アンパイア(又はその補助業務等)の経歴書、筆記具

- 7) 申込方法
- 8) 問い合わせ先及びその他の連絡事項
- (3) 講習会・試験関係用品を用意する
  - 1) 講習会テキスト
  - 2) 試験問題
  - 3) ジャッジ・アンパイア規程
  - 4) ジャッジ又はアンパイア認定試験申込書(以下申込書という)
  - 5) のり(写真貼付用)、はさみ
  - 6) ジャッジ又はアンパイア名簿写し(番号確認のため)
  - 7) 推薦状用紙
  - 8) ジャッジ又はアンパイア認定試験報告書(以下報告書という)  
更新の場合はジャッジ又はアンパイア更新報告書(以下更新報告書という)
- (4) A級ジャッジ又はアンパイア資格取得のための試験問題  
試験の問題は、本部にて保管しルール委員長が問題ファイルから当日の試験に使用する問題を選び、担当者に渡す。担当者は必要部数をコピーし会場へ持参する。
- (5) B級ジャッジ資格取得のための試験問題  
試験の問題は、本部にて保管しルール委員長が問題ファイルから当日の試験に使用する問題を選び、ガイドと共に担当者に渡す。担当者は、必要部数をコピーし会場へ持参する。担当者はガイドに基づき問題を一部変更することが出来る。

#### 講習会並びに試験

- 1. 受付にて規定の料金を徴収し、領収書を発行する。
  - (1) A級ジャッジ 10,000円(更新時は7,000円)
  - (2) B級ジャッジ 3,000円(更新時は3,000円)
  - (3) アンパイア 20,000円(更新時は8,000円)
- 2. 申込書を配布する。但し、記入は担当者の説明が終るまで待つよう指示する。
- 3. 担当者から説明を行う。
  - (1) 申込書の記入要領を説明する(申込書の注意書きを参照)
  - (2) コード番号は、本部にて記入する、加盟団体一覧表 別紙参照
  - (3) 有効期限は次の通りである
    - 1) 2001年3月(1997 - 2000年の場合)
    - 2) 2005年3月(2001 - 2004年の場合)
    - 3) 2009年3月(2005 - 2008年の場合)但し、改訂された新しいルールブックが発行され、更新のための講習会及び試験)が行われるまでの間、有効期限を延長する事がある。
- 4. 申込書の記入が終了したら、申込書写真/推薦状を受取り、問題を配布する。
- 5. 問題の表紙に必要事項を記入させる。
- 6. 試験時間を発表する。

- (1) A級ジャッジ - 120分以内、
- (2) B級ジャッジ - 90分以内、
- (3) アンパイア - 60分以内
- 7. 受験者からの質問で、問題の内容に直接関係のあるものは返答しない。
- 8. 時間前の退出は認めるが、再入場は認めない。
- 9. 試験終了時間になったら、試験用紙並びに回答用紙を回収し、回答例を説明する。
- 10. 終了後、認定証発給までのスケジュールについて説明し、解散する。

\* アンパイアの海上における講習（海上実技）

- (1) 担当者（講師／試験員）は海上実技を実施する際、受講者をアンパイア・ボート、指導アンパイアの乗艇する艇等への配置並びに順序を決めておくこと。
- (2) その際、受講者がアンパイアリング（の補助または、シミュレーションを含む）を少なくとも2回以上行うことが出来るように配慮すること。
- (3) 担当者は受講者のアンパイアリングについての評価を、受験者一覧表兼試験結果報告書の所定の欄に記入する。

審査及び採点

- 1. 試験日以前に講習会を受講した者について、受講の確認を行う。
- 2. 試験終了までに申込書、推薦状の書類審査を行う。合格であれば申込書資格欄に 印とサインを行う。
- 3. 担当者は用紙の採点を行い、点数を申込書試験欄に記入する。
- 4. A級ジャッジ又はアンパイア認定報告書に上記を記載し、小委員長は小委員会の議を経た最終的な合否に関する意見を付してルール委員長へ提出する。
- 5. ルール委員長は、A級ジャッジ及びアンパイアについての小委員長報告を承認または非承認をする。ルール委員長はその後に開催されるルール委員会へ報告する。
- 6. B級ジャッジについては、担当者が規定に従って合否を判定し、B級ジャッジ認定報告書に上記を記載の上、ルール委員長へ送付する。

ジャッジ又はアンパイアの認定・交付、関係名簿へ登録及び公示

- 1. 認定・交付及び関係名簿への登録
  - 試験の合格点は、原則として各試験とも80点以上とする。
  - (1) A級ジャッジ及びアンパイア
    - 1) 本部は、委員長から提出された合否に関する意見書について認定（又は不認定）する。
    - 2) 本部事務担当者は、上記にて認定された合格者の通知を受けた後、合格者をナショナル・ジャッジ又はナショナル・アンパイア名簿に登録する。登録番号を認定番号として、ジャッジ認定証又はアンパイア認定証に記入し、認定証を作成する。この番号は、001から始まるジャッジ登録又はアンパイア登録（一連）番号である。
    - 3) 本部事務担当者は、合格者へ写真にシールを貼った「公認ジャッ

ジ認定証」を、「ジャッジ・アンパイア規程」と共に送付する事によって交付する。

4) 不合格者へはその旨を通知する。

(2) B級ジャッジ

- 1) B級ジャッジについては、加盟団体担当者が判定に従って認定(又は不認定)する。
- 2) 事務担当者は、担当者から認定された合格者の通知を受けた後、上記を記載した3枚綴りの「ジャッジ認定試験申込書」を「ジャッジ認定報告書」と共に一括して本部へ送付する。
- 3) 本部事務担当者は、送付された合格者を加盟団体毎に整理されているB級ナショナル・ジャッジ名簿に登録する。登録番号を認定番号として、ジャッジ認定証に記入し、認定証を作成する。この番号は、001から始まる加盟団体毎のジャッジ登録(一連)番号である。
- 4) 写真にシールを貼った「公認ジャッジ認定証」を開催加盟団体ルール代表者へ一括して返送する。
- 5) 開催加盟団体ルール代表者は、合格者個々へ「認定証」を送付する事によって交付する。
- 6) 不合格者へはその旨を通知する。

(3) シール

1) シールの識別は次の通りである。

有効期限	A級	B級
2001年3月	金色	緑色
2005年3月	銀色	ピンク色
2009年3月	金色	緑色
2013年3月	銀色	ピンク色

2) ジャッジ認定証写真の所定の位置にシールを貼付する

3) 認定証の効力はシールの有無が証明になるので、シールの保管には細心の注意を払うこと。管理責任者は、本部事務局長とする。

2. 公示

ルール委員長は、新しく認定された者について関係する団体に通知すると共に、A級ジャッジ、アンパイアのみ連盟報またはJSAF公式ホームページに公示する手続きを行う。

会計

1. 1回の受験者が少ないと赤字になることがあるので、充分予算を検討すること。

(1) A級ジャッジ、アンパイア講習及び試験

1) 年間計画で実施が計画されているものは、原則として本部予算にて実施する。

2) 上記以外で、関係団体等から開催依頼のあるものについては、原則として依頼者の負担にて実施する。

(2) B級ジャッジ講習及び試験

1) 開催加盟団体の負担にて行う。

2) 会計に関する報告は、認定報告書が本部への唯一の会計報告である。

2. 本部への送金額は、次の通りとする。

(1) A級ジャッジ及びアンパイア試験

会場費、講師謝金、旅費/宿泊費、通信費、事務用品その他雑費及び補助員の交通費・その他諸費(1名につき2,000円/原則として2名まで)を差し引いた金額を本部事務局へ送金する

(2) B級ジャッジ試験

合否に関係なく、受験者1名につき2,000円を(財)日本セーリング連盟ルール委員会口座へ入金するものとする。(認定されなかった者へ返還はしない)

3. 送金納期

本部への送金は、実施後1週間以内に銀行振込を行うこと。振込先は、報告書参照。

ジャッジ及びアンパイア名簿等の保管・整理

1. 本部は、申込書・受験者一覧表兼試験結果報告書並びにジャッジ及びアンパイア認定報告書の整理・保管を行う。名簿の保管は、A級ジャッジ、B級ジャッジ及びアンパイア別にて整理し保管される。
2. 整理・保管
  - (1) 申込書No.1(ブルー)は、加盟団体にてファイルされ保管される。
  - (2) 申込書No.2(ピンク)及びNo.3(厚紙)は、本部にてファイルされ保管される。
  - (3) ジャッジ及びアンパイア試験答案は、本部にて保管する。
  - (4) B級ジャッジ試験答案は、加盟団体にて保管する。
  - (5) 試験答案の保存期間は、有効期限までとする。
  - (6) 各認定報告書は、本部にて保管し、写しは関係加盟団体にファイルする。
3. 更新しなかった者、資格を失った者、取り消された者、辞退した者、死亡した者については、ジャッジ又はアンパイア名簿から削除する。以上の者は、定証をルール委員会へ返却しなければならない。

再交付並びに更新

1. 再交付
  - (1) 認定証を紛失、又は破損した場合には、請求により再交付を行う。
  - (2) 再交付を希望するものは、ジャッジ又はアンパイア認定申込書(再交付願い)に所定の事項を記載し、顔写真(カラー、縦30<sup>ミ</sup>×横25<sup>ミ</sup>)1枚と交付料として3,000円分を本部へ送付しなければならない。
2. 更新
  - (1) 更新のための講習会(及び試験)を行う。
  - (2) 試験を行うかどうかは更新年度に本部が決定する。

以上

(別紙1)

## 加盟団体コード

## 県連コード番号

001	北海道	013	東京	025	滋賀	037	徳島
002	青森	014	神奈川	026	京都	038	愛媛
003	岩手	015	山梨	027	大阪	039	高知
004	宮城	016	新潟	028	兵庫	040	福岡
005	秋田	017	長野	029	奈良	041	佐賀
006	山形	018	富山	030	和歌山	042	長崎
007	福島	019	石川	031	鳥取	043	熊本
008	茨城	020	福井	032	島根	044	大分
009	栃木	021	静岡	033	岡山	045	宮崎
010	群馬	022	愛知	034	広島	046	鹿児島
011	埼玉	023	三重	035	山口	047	沖縄
012	千葉	024	岐阜	036	香川		

## 外洋帆走艇団体コード番号

101	北海道	106	三崎	111	近畿北陸
102	津軽海峡	107	三浦	112	内海
103	いわき	108	湘南	113	西内海
104	東関東	109	駿河湾	114	玄海
105	東京湾	110	東海	115	南九州

## 特別加盟団体コード番号

201	ソリング	216	K16	231	スター
202	FD	217	ミラークラス	232	フリッパー
203	470	218	ナクラ	233	シードスポーツ
204	フィン	219	シーホッパー	234	ベストウエイト14
205	スナイプ	220	ドラゴン	235	セーリングスピリッツ
206	シーホース	221	420	236	29er級
207	OP	222	J24	237	Melges24クラス
208	FJ	223	ヨーロッパ	238	ミニトン
209	モス	224	ウィンドサーフィン	239	
210	505	225	テザー	240	
211	ファイアーボール	226	エンタープライズ	241	
212	レーザー	227	ホビークラス	242	
213	International14	228	模型ヨット	243	
214	トーンード	229	アメリカズカップ	244	
215	トッパー	230	49erクラス	245	

301	全日本学生ヨット連盟	309	日本マッチレース協会
302	高体連ヨット部会	310	日本学生ボードセイリング連盟
303	日本ジュニアヨットクラブ連盟	311	淡輪ヨットクラブ
304	全日本実業団ヨット連盟	312	関西ヨットクラブ
305	全日本自治体職員ヨット連盟	313	大阪北港ヨットクラブ
306	日本ヨットクラブ連盟	314	南北海道外洋帆走協会
307	全日本実業団ボードセイリング連盟	315	葉山マリーナヨットクラブ
308	東京ヨットクラブ	316	

本部コード番号・・・050

以上